

# 委託業務成績評定要領

平成18年4月1日施行  
平成19年11月1日改正  
平成23年4月1日改正  
平成29年6月1日改正  
令和2年4月1日改正

## (目的)

第1条 この要領は、安城市の発注する建設工事に係る委託業務の受注者の業務成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、受注者の業務成績を的確に把握することにより、受注者の適正な選択及び指導育成に役立てることを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務は、工事等検査要領（昭和56年4月1日施行）第4条第1号イに規定するものとする。ただし、主管部長が業務の性質により評定の対象としないと特に定めたものは、この限りでない。

## (評定の内容)

第3条 評定は、委託業務ごとに委託業務成績評定書（別表第1。以下「評定書」という。）に基づき行うものとする。

## (評定者)

第4条 評定者は、次のとおりとする。

- (1) 監督員
- (2) 業務担当係長
- (3) 検査員

## (評定書の作成)

第5条 監督員及び業務担当係長は、委託業務成績評定の審査項目表（別表第2。以下「審査項目表」という。）に基づき、それぞれ独立の立場で的確かつ公正に評定を行い、評定書の該当する審査項目欄に評定結果を記入する。

2 検査員は、前項の評定及び業務完了検査の終了後、審査項目表に基づき、監督員及び業務担当係長とは独立の立場で的確かつ公正に評定を行い、評定書の該当する審査項目欄に評定結果を記入し、及び評定点合計を求める。

## (業務成績の通知)

第6条 契約担当者は、前条により評定した評定点合計及び次の各号に掲げる評定点合計に応じて当該各号に定める記号（以下「評定記号」という。）を、安城市契

約規則（昭和41年安城市規則第10号）第53条の規定による検査結果にあわせて契約者に通知する。

- (1) 85点～100点 A（優秀）
- (2) 75点～84点 B（良好）
- (3) 60点～74点 C（普通）
- (4) 50点～59点 D（やや不良）
- (5) 49点以下 E（不良）

（評定の修正）

第7条 契約検査課長は、前条の通知をした後、契約不適合責任期間中に契約不適合が認められた場合又はその他の理由により評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、遅滞なくその結果を契約者に通知するものとする。

（業務成績一覧表）

第8条 契約検査課長は、会計年度終了後評定書を取りまとめ、業務の種類別及び業者別の業務成績一覧表を作成し、入札審査委員会に報告する。

（成績結果に関する報告）

第9条 契約検査課長は、評定記号がA、D又はEに該当する業務については、その業務の種類別、受注者等を月ごとにまとめ、入札審査委員会に報告する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日以降に契約する委託業務から適用する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。